

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年8月まで

私は結婚でA（地名）に転居したら国民年金に加入することに決めていたので、B区に転入してから国民年金に加入し、申立期間の保険料については、自宅に来た集金人に、主人の分と一緒に納付していたにもかかわらず、私の分だけが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年3月に結婚し、41年1月にB区で申立人に対し国民年金手帳記号番号は払い出されている。そして、申立人は、43年9月にC区に転居し、先に交付を受けた国民年金手帳を紛失したのであるが、当該記号番号については資格取消しが行われ、45年11月にC区で申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出され、これにB区での納付記録が一部移し替えられている。そこで、申立人は、B区で払い出された国民年金手帳記号番号で保険料を納付していることが認められる。したがって、当初のB区で払い出された国民年金手帳記号番号の資格取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがえる。

また、申立人の夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から63年3月まで、B区で納付した申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、昭和45年4月以降、1か月の未納期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を自宅に集金に来ていた収納組合の集金人に納めていたのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人が20歳となった時から国民年金に加入し、保険料を納付していることに加えて、申立期間以外はすべて納付済み（477か月）となっている。

また、申立人は、結婚後の任意加入期間についても保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがわれることから、申立期間の保険料も納めていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までのうち3か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月までのうち3か月間

私は、申立期間①及び②についての国民年金保険料が未納となっていた。几帳面な性格なので保険料の納め忘れは考えられない。保険料を納付していたので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日が任意加入で昭和38年4月2日となっていることに加えて、A社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿の同払出年月も38年4月となっていることから、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上に、申立人が主張する納付方法等も明らかでなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立期間は3か月と短期間である上に、申立人が国民年金の資格を取得した昭和38年4月から資格を喪失する50年1月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間を含む昭和38年4月から50年1月まで国民年金に任意加入していることから、申立人の納付意識は高かったものと認

められる。

さらに、社会保険庁の年金記録では昭和42年4月から43年3月までの未納期間が特定していないことから行政側の記録管理が適切に行われていないことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までのうち3か月間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

昭和50年3月にA市からB市に転居しており、B市で納付すべき国民年金保険料をA市で納付しているかもしれない。

社会保険事務所への国民年金保険料納付記録の照会に当たって、領収書を探したところ、申立期間の分は見つからなかったが、申立期間についても絶対に保険料は納付しているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて国民年金に加入した昭和40年9月から60歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、40年9月から61年3月までは任意加入しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が主張している申立期間の保険料の納付金額は、当時の保険料額と一致している。

さらに、申立期間は任意加入期間で、その前後の期間は納付済みとなっており、任意加入中の3か月だけを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

国民年金の加入手続は夫の分と一緒にいき、保険料の納付も夫婦二人分を一緒に行ってきた。昭和44年4月から46年3月までの保険料は、夫の分と一緒に特例納付したはずであり、夫が納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていること、昭和46年4月から61年3月までの国民年金保険料は夫婦共に納付済みとなっていることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付を夫婦一緒に行ってきたとの申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の夫は、昭和47年1月に第1回特例納付制度を利用し、申立期間の保険料を納付している。

さらに、申立人が主張している申立期間の保険料の納付金額（1万800円）は、第1回特例納付制度を利用し申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と一致している。

加えて、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間及び42年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和42年1月から同年8月まで

私は、勤務先を昭和35年8月に退職後、しばらくして発足した国民年金に市役所職員の勧奨により37年4月に任意加入しました。夫が厚生年金保険の被保険者であったので、私には国民年金に加入することは強制されてはいなかったのですが、将来のため全加入期間について保険料を納付し続けてきました。それなのに、申立期間が未納とされていることには、納得がいきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月に国民年金に任意加入し、再就職により国民年金被保険者資格を喪失する42年8月まで任意加入を続けている上、この間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付場所、方法、金額等に関する申立人の主張は具体的であり、申立期間当時、A市では集金人による徴収が実施されていたことが確認できる上、申立人が主張している納付金額も当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年5月まで

私は、昭和51年5月の結婚を契機に、夫から勧められ国民年金に加入した。その後、それまで未納だったすべての期間を特例納付制度によりまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、前納もしているなど納付意識は高いものと認められる。

また、申立人は、昭和49年2月から50年12月までの保険料を53年10月に特例納付しており、過去のすべての未納期間の保険料をまとめて納付したとの申立内容に不自然な点は見られず、申立期間の5か月についても併せて納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫も、20歳になった昭和48年3月以降、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで
家計全般を妻に任せていて、昭和41年4月から42年3月までの保険料は妻は納付済みとなっているので、私の分も妻が納付していたはずであり、当該期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、申立期間である昭和41年度の保険料を過年度納付しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の妻は、昭和36年4月から60歳まで、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から47年4月1日まで

私は、妻（元同僚）や他の同僚より1か月早くA社に入社し、勤務していた。妻の同社における厚生年金保険の加入記録は、昭和46年4月からになっているのに対して、自分自身は47年4月からになっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及び退職証明書により、申立人が同社に昭和46年3月1日から継続して勤務していたことが確認できる。なお、申立人の妻（元同僚）及び同僚の厚生年金保険の資格取得日は入社日と同時期の昭和46年4月21日であるのに対して、それよりも1か月早く入社した申立人の被保険者記録だけが47年4月からとなっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

私は、母に国民年金の加入手続及び保険料納付を依頼し、母が国民年金保険料を納付したはずなのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について、申立人の母親が行ったと主張しているが、申立人の母親は既に亡くなっているため証言が得られない上、申立人は保険料の納付等に関与しておらず、申立期間当時の納付状況等は不明である。

また、申立人が所有する年金手帳の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和51年5月以降であることから、申立期間のうち46年4月から49年3月までの期間の保険料については、時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和44年10月から48年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和44年6月に結婚し、A県B町からC市に転入した。44年9月に入籍し、国民年金の転入届を出し、国民年金保険料として1,000円あまりを集金人に渡していたのに、申立期間が未納及び免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市に転入してから申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人に支払ったと主張しているが、申立人及び申立人の夫からの聴取において、申立期間①及び②の保険料の納付についての記憶が具体的でなく、不明確であることに加えて、申立期間①は42か月間と比較的長期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の免除期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が保管する昭和46年4月発行の国民年金手帳の資格記録欄には、52年12月1日に任意加入に変更となっており、申立人の国民年金手帳の資格記録及び社会保険庁の記録ともに訂正の記録は無いことに加えて、申立人の国民年金手帳の昭和46年度の検認欄に免除を承認した押印が確認されていることから、申立期間において免除申請を行い、認められたことが推測でき、申立期間は強制加入期間であることから申立人の納付記録に矛盾は無い。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで

私は、昭和37年10月に、A区役所の職員（男性2名）だと思うが、20歳になったからと、勤務先に国民年金手帳を持ってきてくれ、国民年金保険料も納付するようと言われた。当時、保険料は100円で、その場で支払ったことを覚えており、その後、年に何回か集金に来ていたのに、37年10月から40年3月までが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月に、A区役所の職員の男性から国民年金手帳を受けとり、申立期間の国民年金保険料を集金人に支払っていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の保管する国民年金手帳等から40年10月に払い出されているため、申立期間の37年10月から38年6月までは、時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当時の勤務先の店主及び同僚からの聴取では、申立人が20歳から国民年金保険料を納付していたとの供述は得られないことに加えて、申立期間当時、A区では区役所職員が国民年金の現年度保険料の集金は行っていたが、過年度保険料の集金は行っていないため、過年度保険料である申立期間の保険料は区役所職員が集金することはできない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から47年5月まで

私は、昭和42年11月ごろ、A市役所B出張所で国民年金の加入手続きをした。その月以降の国民年金保険料を、自宅に来てくれた集金員のCさんにそのつど支払った。それなのに申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月ごろ国民年金に任意加入し、それ以降申立期間の保険料を集金員のCさんに支払ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳は、47年6月16日付けで発行されていることから、申立期間は未加入のため保険料を納付することができない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、集金員についての証言者として紹介してくれた近隣のDさんとEさんは、Cさんが保険料の集金に来てくれていたことを証言しているが、この二人から、申立人が昭和42年11月から任意加入したとする証言は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年3月までの期間及び54年3月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から49年3月まで
② 昭和54年3月から55年3月まで

私は、申立期間①の保険料を当時働いていた事業所の給料から天引きされ、経営者が年金組合の組合長に支払っていた。また、申立期間②の保険料については、国民年金への切替手続をきちんと行い、銀行窓口で保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時の国民年金加入手続及び保険料納付については、事業所の経営者がすべて行っていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和49年4月以降であることから、申立期間①のうち、46年12月以前の保険料については、時効により納付することができない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の同僚2名から、申立期間①の国民年金保険料の納付について聴取したが、申立人が昭和44年10月から納付していたことを裏付ける具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間②については、13か月と比較的短期間であるが、申立人の納付状況が不明なため、口頭意見陳述を実施したものの、納付期間及び納付場所等の具体的な供述が無く、納付を行っていたとの確証は得られなかった。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書の写し等)も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、52年4月から55年3月までの期間、60年6月、62年1月から同年3月までの期間及び62年7月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から51年3月まで
② 昭和52年4月から55年3月まで
③ 昭和60年6月
④ 昭和62年1月から同年3月まで
⑤ 昭和62年7月から63年6月まで

申立期間①については、離婚した夫が厚生年金保険に加入していたと思うので合算対象期間に訂正してほしい。

申立期間②、③、④及び⑤については、離婚後、母子家庭となったため免除申請を行っていたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は前夫が勤務していたという事業所名を記憶しておらず、前夫からも勤務した事業所についての申述は得られない上、名寄せによる調査でも前夫の厚生年金保険の記録は確認できない。

これらのことから、申立期間①は、国民年金の強制加入被保険者となる期間であると考えられるが、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していないことを前提に申し立てており、このほかに納付をうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、免除申請を行っていたことを推認できる関連資料が無く、申立人は厚生年金保険の手帳記号番号を

複数取得し、国民年金と厚生年金保険の重複加入を繰り返すなど、各種手続等を適切に行っていなかったことがうかがえる。

さらに、このほかに、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立人の申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から57年12月まで

申立期間については、パートとして働いていたが、厚生年金保険に加入していなかったため、夫が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていた。その領収書が私の名前になっていたのを確認した記憶があるので、申立期間の納付事実を確認できる資料が無いとの回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年3月以降に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付は元夫が行ったと述べているが、元夫は既に亡くなっており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立期間以外にも未加入期間が散見され、元夫についても、国民年金に加入した記録は無く、未加入期間が散見される上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から45年3月まで

昭和45年9月にA市に転居し、転居届を市役所へ提出した際、国民年金課で国民年金の加入手続を行い、その場で、それ以前の保険料を現金で主人の分と一緒にさかのぼって納めた。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月にA市役所で国民年金の加入手続と同時に申立期間の国民年金保険料を現金で納付したと主張しているが、当時、同市役所国民年金課窓口では保険料を現金で取り扱っていなかったこと、同市役所内のB銀行出張所では国庫金を取り扱っていなかったことが確認でき、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付金額を覚えておらず、申立期間を変更（追加）するなど、納付した期間についても不明確である上、一緒に納付したとする申立人の夫は既に亡くなっており、納付状況等を聴取することができず、保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立人の夫も、申立期間については未納となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

私が20歳になったころ、両親は国民年金に加入していて、区役所から保険料の集金人が来ていた。私は20歳になった時に両親と集金人に勧められ自宅で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳は集金人が自宅へ持ってきてくれた。一緒に納付した両親は納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和38年6月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日はそれより後の40年11月5日となっており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない上、そのほかの期間は過年度保険料となるが、当時、申立人が居住していたA区では、集金人は過年度保険料を徴収していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から平成元年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から平成元年1月まで
成人して国民年金保険料納付義務が発生したため、父親が加入手続きを行い、申立期間の保険料は私自身又は両親が納付していたはずなのに、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続きは申立人の父親が行い、保険料の納付は申立人又はその両親が行ったと主張しているが、申立人の父親は、申立人の加入手続きを行っていないと回答しており、保険料を納付したのが誰なのかも定かではなく、納付方法等も不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は157か月と長期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 18 日から 34 年 10 月 2 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 12 月 30 日まで
③ 昭和 37 年 5 月 16 日から 41 年 9 月 1 日まで

昭和 32 年 2 月 18 日から 41 年 9 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給したとされているが、受け取っていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 9 月 1 日に脱退手当金の支給対象となる最終事業所を資格喪失後、申立人自ら同年 9 月 27 日（婚姻から 5 年 6 か月後）に氏名変更届を提出し、脱退手当金の裁定庁である A 社会保険事務所において同年 12 月 9 日付で受け付けていることから、このころ、氏名変更の処理が行われたと考えられる上、被保険者記号番号の重複取消手続が 42 年 1 月 30 日に行われていること、申立期間の脱退手当金は 41 年 12 月 23 日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び被保険者記号番号の重複取消手続が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを示す記載があり、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 36 年 10 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みとの回答であったが、私は受給した記憶が無い。昭和 36 年 10 月 20 日に退職し、すぐに寮を出たのだから郵送物が送られてきても受け取ることができず、役所から脱退手当金の支給に関する連絡を受けるはずがないので、脱退手当金を受給したこととなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ昭和 37 年 2 月 17 日に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から事情聴取をしても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 10 月 3 日まで

A株式会社B支店に昭和 35 年 4 月から 39 年 1 月まで勤務していたのに、37 年 12 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までと、38 年 10 月 3 日から 39 年 1 月 19 日までしか厚生年金保険の加入期間が無く、最初と途中が抜けていることは納得がいかないので、記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた写真により、申立人が申立期間においてA株式会社B支店で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所が保管している申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届では、昭和 37 年 12 月 1 日資格取得、38 年 4 月 1 日資格喪失及び 38 年 10 月 3 日資格取得、39 年 1 月 19 日資格喪失と記録されており、申立期間については厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月までの期間及び 38 年 4 月から同年 9 月までの期間については、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 4 月 25 日まで

厚生年金保険加入期間について記録照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けたが、申立期間はA市B区のC株式会社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事内容や雇用実態について具体的に述べていることから、申立人がC株式会社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁が保管する当該事業所における厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無い上、同僚からの証言も得られない。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届を行っておらず、厚生年金保険料も納付していないと回答しており、事業主が保管している申立期間当時の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」においても申立人の記録は無い。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで
平成 19 年 7 月に厚生年金保険加入期間について記録照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、A 区の B 株式会社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事の内容や雇用実態について具体的に述べていることから、申立人が申立期間において B 株式会社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の事業所別被保険者名簿では、B 株式会社は昭和 53 年 10 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の資格取得日も同日と記録されている。

また、登記簿謄本によると、当該事業所の事業主は申立人の配偶者（夫）であり、申立人は取締役として経理関係の仕事に従事していたと述べていることから、その事実を知り得る立場にあったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 27 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 11 月 26 日まで

私は、社会保険事務所において年金記録を確認したところ、脱退手当金の処理がされており、そのような手続を行ったことも、受け取った覚えもないので驚いた。厚生年金基金は脱退されておらず現在受給しているので、厚生年金を一時金で受け取るはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は2回にわたり支給されたと記録されており、申立人の知る由もないことが2回も起きること及び2回の支給に申立人の意思が介在していないことは考え難く、2回とも申立人の意思に反して脱退手当金が請求されるというのは考え難い。

また、申立期間①について、申立人は「脱退手当金の制度を全く知らず、申立期間①に係る事業所から説明を受けたことも無く、脱退手当金を受給した記憶が無い上、退職金を受け取った記憶も無い。」と主張しているが、A株式会社B支店（申立期間①に係る事業所）の社員名簿から、退職金の支給額の記載が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②のいずれも支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和 43 年 9 月 12 日及び約4か月後の 48 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が受給している厚生年金基金の年金は、脱退手当金が支給済みであっても支払われることから、厚生年金基金の年金を受給していることをもって、脱退手当金を受給していないこととはならない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 39 年 2 月まで
② 昭和 40 年 8 月から 43 年 12 月まで
③ 昭和 44 年 1 月から同年 12 月まで
④ 昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月まで
⑤ 昭和 55 年 1 月から 57 年 12 月まで
⑥ 昭和 58 年 1 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 59 年 1 月から 60 年 12 月まで
⑧ 昭和 61 年 1 月から 62 年 6 月まで

私は、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。私は、各申立期間においてそれぞれの会社で钣金・塗装の仕事をしてながら正社員として勤務してきたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするA社は、当時、適用事業所とはなっていないことに加えて、申立人自身も「同事業所においては見習いであった」と供述している上、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

申立期間②については、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするB社は、当時、適用事業所とはなっていないことに加えて、申立人自身も勤務していた期間の記憶が曖昧である上、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

申立期間③については、申立人が勤務したとするC株式会社は「申立

人の在籍を確認できない。申立てどおりの届出を行っていたかは不明であり、保険料納付は行っていなかった。」と回答していることに加えて、申立人自身も「同事業所においては臨時のアルバイトであり請負のような仕事をしていた」と供述している上、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

申立期間④については、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするD社は、当時、適用事業所とはなっておらず、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

申立期間⑤については、申立人が勤務したとする有限会社Eは「申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかどうかは不明である」と回答していることに加えて、申立人自身も「当事業所においては正社員ではなく請負として1日ごとの給料をもらっていた」と供述している上、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

申立期間⑥については、申立人は「正社員のつもりであり、厚生年金保険料を控除されていた記憶はあるものの健康保険料の加入の記憶は無い。」と供述しており記憶が曖昧であることに加え、当時、同僚であったと主張する者についても厚生年金保険の加入記録が確認できず、申立人が勤務したとする有限会社Fは「写真により、当時申立人は在籍していたことは確認できたが、钣金・塗装の方は職人気質で国民年金に加入していた方が多い。」と供述している上、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

申立期間⑦については、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするG社は、当時、適用事業所とはなっていないことに加えて、申立人自身も「G社は兄弟二人が経営する個人事業所であった」と供述している上、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

申立期間⑧については、申立人自身は正社員のつもりであったと供述していること及び申立人が同僚として挙げる同僚の供述により同社に在籍したことは推認できるものの、当時申立人が勤務したとする有限会社Hは「当社には当時の記録は残っていないので厚生年金基金の加入記録を調べたところ、申立人の厚生年金基金の加入記録は無い。したがって、申立人が在籍していたことは確認できず、厚生年金保険の加入記録も確認できない。また、当社は試用期間経過後に正社員として厚生年金保険に加入する取扱いをしていたので、申立人は試用期間経過までは在籍していなかったと考えられる。」と回答しており、さらに、申立人については雇用保険の加入記録も確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 9 日から 34 年 12 月 19 日まで
私は、昭和 31 年 4 月 9 日から 34 年 12 月 19 日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取っているとされているが、もらった覚えがない。昭和 35 年 3 月 9 日に支給されたと聞いたが、請求した覚えは全くない。脱退手当金を受給した覚えがないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 34 年 12 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 22 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名について資格喪失日の 4 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 5 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 11 月 30 日から 23 年 6 月まで
② 昭和 23 年 7 月から 28 年 5 月 25 日まで

私は、昭和 19 年 11 月から A 株式会社（現在は、株式会社 B。以下同じ。） C 支店に勤務していた。当時の同僚は厚生年金保険の記録があるので、私も加入していたはずだ。また、昭和 23 年 7 月からは D 支店に転勤し給与担当をしていたので、厚生年金保険料を給与から控除していたのを覚えている。申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B 発行の「在籍証明書」から、申立人が申立期間①及び②の期間において、当該事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①において、同社 C 支店の被保険者名簿を確認したところ、申立人から氏名の挙がった同僚女性 4 名のうち 3 名について氏名の記載があり、いずれも金融業の事業所が厚生年金保険の適用を受けることとされた昭和 19 年 6 月 1 日には在職していることが確認できるが、申立人の氏名の記載は無い上に、申立人が記憶している 19 年 11 月以降に転勤してきた支店長及び自分より後の入社と思われる同僚女性 1 名の氏名の記載が無いことから、同支店では、19 年 6 月 1 日以降に入社した者については、厚生年金保険の適用を行わなかったものと推認される。

また、申立期間②に係る同社 D 支店の被保険者名簿によると、同支店は昭和 26 年 8 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人から同支店の同僚として名前の挙がった者は、すべて申立人と同様、25 年 8 月 1 日に同社 E 支店で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、当時、同社 D 支店に勤務する者は、便宜上、同

社E支店で 25 年 8 月 1 日から厚生年金保険を適用されていたものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日まで
私は、厚生年金保険加入期間について記録照会したところ、A事業所（現在は、B事業所。以下同じ。）について昭和 61 年 3 月 27 日に資格喪失したとの回答をもらったが、同年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された給与明細書により、申立人は、昭和 61 年 3 月分の厚生年金保険料を給与から控除されているものの、申立人に係る雇用保険の加入記録から、昭和 61 年 3 月 26 日にA事業所を退職していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 61 年 3 月 27 日であり、申立人の主張する同年 4 月 1 日が厚生年金保険の資格喪失日とはならない。

さらに、事業主は、A事業所は平成 11 年 2 月 28 日付で解散していることから、当時の人事記録等はないと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 5 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月から 43 年 5 月 25 日まで

私は、昭和41年1月5日にA(株)に入社し、給料は残業代も含めて4万円の固定給で食事代、所得税、厚生年金、健康保険、雇用保険料を控除され、差引き支給額が約3万2,000円だった。その後、昭和42年1月に(株)Bに入社し、給料は所得税、厚生年金、健康保険料を控除され差引き約3万6,000円だった。昭和41年当時の7か月と42年から43年までの16か月の期間が不足しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA株式会社に勤務していたことは、同僚の供述から推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない上に、当該事業所は平成10年6月に全廃しており、事業主は納付の事実を確認できる資料は無いと回答していることに加えて、申立人から氏名の挙がった3名の同僚も名前を知っている程度と述べており、申立人の勤務形態を確認することができない。

申立期間②についても、株式会社Bにおける雇用保険の加入記録が確認できない上に、申立人から氏名の挙がった3名の同僚は、申立人の記憶は無いと述べていることに加えて、事業主は、申立人に関する人事記録等は無いと答えており、申立人の勤務形態を確認することはできない。

また、社会保険事務所が所有する被保険者名簿を確認したところ、申立期間①を含む昭和40年12月から41年7月までの期間及び申立期間②を含む40年9月から43年4月までの期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月から同年9月まで
② 昭和26年10月から27年8月まで
③ 昭和27年10月から28年4月まで
④ 昭和28年10月から29年8月まで

私は、昭和26年4月からA社に、同年10月からB株式会社、28年10月から株式会社Cに勤務していた。いずれの事業所でも、給与から厚生年金保険料が控除されていた。以上のことから、申立期間①、②、③及び④について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は同僚を一人も記憶しておらず、社会保険庁のオンライン名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した者6名のうち連絡が取れた2名は、申立人の記憶が無いと述べており、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

申立期間②及び③については、申立人は同僚を一人も記憶しておらず、社会保険庁のオンライン名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した者2名のうち連絡が取れた1名は、「私の厚生年金保険の被保険者期間に誤りはなく、申立人が申立期間について勤務していたかは覚えていない。」と述べており、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

申立期間④については、申立人は同僚を一人も記憶していないため同僚調査は行えず、株式会社Cの厚生年金保険の適用年月日は昭和29年4月1日となっており、当該事業所の被保険者名簿の29年4月から同年8月までの期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①、②、③及び④の期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明

細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月14日から34年8月31日まで
私は、昭和34年4月にA社に入社し、38年4月まで勤務した。その時に取得した厚生年金保険被保険者証は、「はじめて資格を取得した年月日」は34年5月14日になっている。B社会保険事務所からの被保険者記録照会回答書によると、同社での資格取得年月日が34年9月1日となっていて、被保険者名簿によると、社長（故人）以下、同期の社員は全員、取得年月日が34年9月1日になっていた。また、当時一緒に働いていた社長の弟に聞いたところ、厚生年金保険被保険者証の取得年月日は私と同様34年5月14日であることからして、納得できる回答をいただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で交付された厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」は昭和34年5月14日になっている。

しかしながら、社会保険事務所が保管する被保険者名簿によると、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は昭和34年9月1日であることから、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、同社が適用事業所となった昭和34年9月1日に事業主及び申立人を含め同僚7名が厚生年金保険の被保険者となっている。

さらに、被保険者名簿の申立人氏名の一つ前の同僚の資格取得年月日は、当初、昭和34年5月14日となっていたものを同年9月1日に訂正されている。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人及び同僚であるC氏の資格取得日が昭和34年9月1日と記載されている上に、当該事業所は38年7月30日に全喪しており、申

立人の主張を認めるに足りる関連資料等も確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」が昭和 34 年 5 月 14 日になっていることについて、当該事業所を管轄していた社会保険事務所によると「原因は不明である。」と回答しているが、当委員会の調査においても原因の解明には至らなかった。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 1 月まで

私は、厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、昭和 59 年 9 月から 60 年 1 月まで厚生年金保険の被保険者になっていないとの回答であった。この期間は、厚生年金保険の第四種被保険者の申出をして厚生年金保険料を納付していた。厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の第四種被保険者となるには、住所地を管轄する社会保険事務所に「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書」を提出し、当該申出書を受理した場合、社会保険事務所では厚生年金保険被保険者原票を作成することとなるが、申立人の被保険者原票は存在しない。

また、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者の加入手続や納付状況についての記憶は明確ではない上、申立人が厚生年金保険第四種被保険者に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無い。

さらに、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月31日から32年9月30日まで
私は、昭和22年4月から42年5月まで(株)A B支店(現在は、(株)A C支店。)に勤務し、申立期間はD市内の各事業場で勤務しており、厚生年金保険も途中で途切れるはずはないので、継続した記録に訂正するよう申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

事業主の照会回答及び株式会社A B支店長発行の実務経験証明書から、申立人が申立期間においてD市内の当該事業所の事業場で就業していたことが認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業主に照会したものの、当時の関係書類等が破棄されていることから確認できない上に、有力な供述も得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保有する当該事務所の被保険者名簿の昭和29年2月1日から32年9月30日までの資格取得者に申立人及び同じ事業場で就業していたとする申立人の妻の氏名は確認できず、整理記号の欠番も無い。

加えて、雇用保険の加入記録には、申立人が申立てに係る事業所に勤務していた記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで
③ 昭和 44 年 12 月 20 日から 45 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月まで
⑤ 昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月まで
⑥ 昭和 62 年 12 月から 63 年 4 月まで

私の夫は、①昭和 42 年 4 月末まで株式会社Aに勤務し、②株式会社B社には 43 年 6 月末まで勤務していたので、現在の厚生年金保険の加入記録では納得できない。また、③昭和 45 年 3 月末までC株式会社の社員として勤務し、④D株式会社には 57 年 10 月に採用され、58 年 4 月に退職し、⑤株式会社Eには 58 年 10 月から 59 年 3 月まで社員として勤務し、⑥株式会社Fには 63 年 4 月まで社員として勤務していたので調査願いたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の配偶者が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、株式会社Aは昭和 42 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態等を確認することはできない。また、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険については、昭和 42 年 3 月 1 日資格喪失と記載されている。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、株式会社Bは昭和 47 年 1 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の事業主は、申立人との雇用関係はなかったと回答していることか

ら、申立人の勤務実態等を確認することはできない。また、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険については、昭和 42 年 10 月 1 日資格喪失と記載されている。

申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、C 株式会社は昭和 59 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の事業主は、会社は既に解散しており人事及び厚生年金保険の関係資料も無いと回答していることから、申立人の勤務実態等を確認することはできない。また、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険については、昭和 44 年 12 月 20 日資格喪失と記載されており、雇用保険の離職日とも一致している。

申立期間④について、D 株式会社の事業主は、申立人の勤務実績を確認できないと回答している上、社会保険庁のオンライン記録でも、申立人の当該事業所での厚生年金保険の加入記録は無い。また、雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間⑤について、株式会社 E が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は、昭和 58 年 11 月 27 日と記載されており、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者原票の資格喪失日も 58 年 11 月 27 日と記載されていることが確認できる。

申立期間⑥について、株式会社 F が保管している申立人の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の離職等年月日は、昭和 62 年 11 月 30 日と記載されている上に、社会保険庁のオンライン記録における申立人の当該事業所の厚生年金保険の資格喪失日は、同年 12 月 1 日となっており、申立人の申立期間に不自然さは無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年7月1日まで
② 昭和19年7月1日から20年3月1日まで
③ 昭和20年3月1日から同年12月1日まで

私は、昭和17年4月1日から19年7月1日までA株式会社に、19年7月1日から20年3月1日までB株式会社に、20年3月1日から同年12月1日までC株式会社にそれぞれ勤務していた。これらの期間において、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずであるから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、人事記録、申立人の供述及び申立人と同じ部署にいた同僚についても同事業所における厚生年金保険加入記録が無いことから、申立人は、当時、厚生年金保険被保険者の対象とならない一般事務職員であったと推認される。

また、申立期間②については、申立人が勤務していたと主張するB株式会社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、法人登記簿も現存していないため、当該事業所における申立人の勤務形態等が分かる関連資料等が確認できないことに加えて、申立期間②当時の事情について供述できる同僚等の所在も不明である。

さらに、申立期間③については、申立人と一緒にC株式会社に勤務していたと供述している同僚の当該事業所における厚生年金保険加入記録が無い上に、申立人が自分より先に当該事業所に勤務していたと供述している同僚二人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和20年12月1日となっている。当該事業所は、昭和30年

5月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、法人登記簿も現存しておらず、事業主の所在も不明である。

加えて、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 10 日から同年 10 月 28 日まで
昭和 52 年 1 月 10 日から同年 10 月 28 日まで株式会社Aに正社員として勤務しており、当時一緒に働いていたことを記憶している同僚は厚生年金保険に加入しているの、自分だけ加入していないということは考えられず、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司の供述及び当時の勤務状況に関する申立人の供述等から、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載が無く、新規適用から全喪になるまでの期間について健康保険証の整理番号に欠番が無い上、申立人が記憶している同僚3名のうち1名は、申立期間中は厚生年金保険に加入していない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 15 日から 31 年 12 月 15 日まで
学校の 1 年先輩の A 株式会社の社員を頼って、昭和 30 年 3 月 15 日に同社に入社し、31 年 12 月 15 日まで継続して勤務したが、同社での厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

二人の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 株式会社に勤務していたことは推認されるものの、社会保険事務所の保管する当該事業所の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は確認できず、欠番も無い。

また、申立人と同時期に入社したとする同僚の記録も、昭和 31 年 10 月 15 日の資格取得となっており、他の社員についても入社後の一定期間経過後に資格取得日となっている者や勤務していたが厚生年金保険に加入していない者も確認できることから、A 株式会社では入社後の一定期間経過後に厚生年金保険被保険者の加入手続を行っていたものと推認される。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細等も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 20 日から 35 年 3 月 1 日まで
昭和31年2月20日から35年2月末日まで、A市のB株式会社C部に勤務し、上司から、厚生年金保険料も控除されていると聞いた記憶があり、この期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況を具体的かつ詳細に供述していることから、申立期間にB株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所の記録では、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人の主張の根拠は上司からの伝聞のみで、申立期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

さらに、当該事業所は昭和40年5月23日に解散していて、取締役の所在も不明なこと、及び申立人も同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の主張を認めるに足るだけの関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年8月まで

社会保険事務所の記録では、昭和28年9月からA株式会社B支店にて厚生年金保険に加入しているが、実際は27年5月から同年8月までは同社C本社に、同年9月からは同社B支店に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年5月から同年8月まではA株式会社C本社に、同年9月からは同社B支店に勤務していたと述べているが、社会保険事務所の記録では、同社C本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは28年1月5日、同社B支店が適用事業所となったのは28年9月1日であり、両事業所とも申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人と一緒に同社B支店に配属されたとしている同僚も、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同様に、当該事業所の新規適用年月日である昭和28年9月1日となっている。

さらに、申立人は、申立人が同社B支店に転勤した当時の従業員は二人であった旨を述べており、同社B支店は、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったものと推認される。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険を全喪している上、当時の事業主及び同僚も、他界又は所在不明のため、事業主等から申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から28年7月まで
昭和27年4月から28年7月までA市のB社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の業務内容等を具体的に述べていること及び事業主の妻の妹の証言から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

また、申立人は、当時の従業員は申立人だけであったと述べている上、当時の事業主及びその妻も既に亡くなっており、当時の事業所の状況、申立人の勤務実態について確認できる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 2 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aにおける厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 57 年 2 月 1 日となっているが、56 年 3 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述から、申立期間当時、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録は、昭和 57 年 2 月 1 日資格取得、58 年 9 月 30 日資格喪失となっており、厚生年金保険の記録と一致している上、雇用保険の加入記録が確認できた同僚についても、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致している。

また、当該事業所が厚生年金保険を全喪した当時の事業主は、申立期間当時、入社後に仮採用の期間があったと供述している上、入社日から約 1 年後に厚生年金保険に加入している者が確認できることから、当該事業所では、当時、試用期間が設けられ、試用期間は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和 62 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の合併先とされる会社の後継会社においても、当該事業所に関する人事記録や賃金台帳等の資料が存在しないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月4日から37年10月20日まで

私は昭和34年10月4日から37年10月20日までA株式会社に勤務していました。厚生年金保険の加入記録が抜けているというので、再調査して被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の上司の氏名や業務内容等を具体的に述べていること及び同僚の証言から、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該同僚は同社において申立人より先に勤務していたとしているが、厚生年金保険の資格を取得したのは入社後半年経過してからとなっている。

また、事業主に照会したものの、申立期間当時の関係書類は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況について明確な回答が得られない上、当時の総務・経理担当者は既に亡くなっており、供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間前後の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。